

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生



vol.16

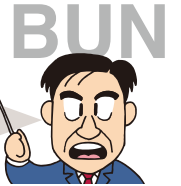
第16回 産業廃棄物排出事業者の責務。委託契約書その4 中級編



LISA

皆さん、こんにちは。今回は産業廃棄物委託契約書法定事項「⑥提供情報の変更があった場合の当該情報の伝達方法」までやりました。今回は「⑦業務終了時の報告」からですね。じゃ、先生、お願いします。

この「⑦業務終了時の報告」については、「マニフェスト(産業廃棄物管理票)のD票、E票の返却でこれに代える」というものが多いですね。



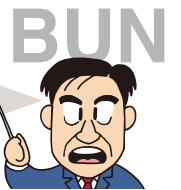
BUN



LISA

産業廃棄物を委託するときは、マニフェストはつきものだし、処理が終了すればD票、E票は返却される訳だから、なにも二重に手間暇かけることはないってことね。

ただ、注意しなければならないのは、D票、E票が返却されないときは、マニフェストの規定とともに、この契約書の事項も不履行となるからね。また、大臣認定や専ら再生4品目などは、委託契約書は必要だけど、マニフェストは不要とされる行為もある。法律第12条の3第1項の規定を受けた省令第8条の19で11のパターンを規定しているのだから、こういった特殊な委託の場合は、再確認だね。



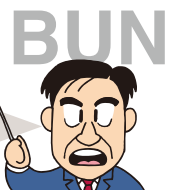
BUN



LISA

じゃ、次。「⑧契約解除時の未処理産業廃棄物の扱い」ね。これは文言そのものかしら。

まあ、そのとおりではあるんだけど、今回の法律改正でも注目され、関連する条項等で新たに設けられたものもあるから注意だよ。



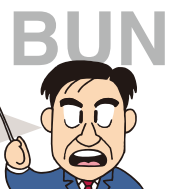
BUN



LISA

と、言うത്?

りさちゃんは、「契約解除」ってやったことある?



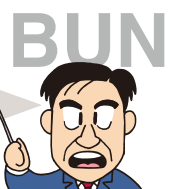
BUN



LISA

言葉は聞くけど、私自身は一度もないわ。だって、契約ってたいていは「満了」するわよね。そうかぁ、「契約解除」の事態って普通の状態じゃないってことね。

そうだね。まず、世の中の産業廃棄物処理委託契約の99.9%以上は「無事満了」しているだろうね。「解約」なんていう事態は、相手方の倒産、許可取り消し、事業停止命令、措置命令、改善命令といったことに伴ってじゃないかなあ。さて、その時だよ、契約書に「契約解除時に未処理産業廃棄物が残っていた場合は、受け手の業者が責任を持って処理する」と記載していたらどうだろう。



BUN



LISA

それはほとんど実効性は無いわよね。多分、経営難や資金不足だからこそ、適正に処理できなくなり、大量保管になり、ついには措置命令や改善命令を受けてる訳でしょ。ましてや、許可取り消しになった「元」業者に、「契約書で規定しているんだから、そっちの責任だ。おれの知ったこっちゃ無い。」は通じないように思うわ。

そうだねえ。ことが納まった後の損害賠償の裁判などでは、少しは役に立つかも知れないけど、今、産業廃棄物が処理されずに、大量に放置されている状況じゃそんなことも言ってもらえないだろうね。
世間やマスコミは、当然、「誰の廃棄物だ?」と騒ぎ出すだろうし。28年に大騒ぎになった食品廃棄物の事件でも、理由はどうあれ、結局、排出者はそれなりの自己負担は強いられたいですね。
まあ、契約書のこの「⑧契約解除時の未処理産業廃棄物の扱い」も今以上に工夫して記載するべきなのかもしれないね。

BUN



LISA

次が「⑨運搬の最終目的所在地」これは、運搬委託の場合だけに適用される事項ですね。これは、特段、難しいこともないかな。

単純な「排出事業所→中間処理施設、最終処分場」なら、そうだね。ところが、収集運搬では時折、「積替保管」という行為が入り込むときがある。

BUN



LISA

積替保管って、排出者からは軽トラで集めて、途中でトレーラーに積み替えて、処分場に運ぶ行為ね。でも、それは「⑩運搬委託で受託者が積替え又は保管を行う場合」に記載すればいいだけのことじゃないの?

積替保管の場所に搬入、搬出する業者が同じ業者なら、そのとおりだね。

BUN



LISA

保管場所に搬入、搬出する業者が変わるってパターン、あるんですか?

船舶を使用しての収集運搬は、むしろ、業者が変わるときの方が多よ。たとえば、奈良県から四日市港まではトラックで運ぶA社、四日市港から大分港までは船で運ぶB社、大分港から大分の最終処分場まではC社というようにね。

BUN



LISA

なるほどね。だと、排出者の甲社としては、収集運搬契約はA、B、C3社と3本必要ってなるわけね。その時の「運搬の最終目的所在地」は、A社とは「四日市港」、B社とは「大分港」、C社とは「大分の最終処分場」となるわけですね。「⑩運搬委託で受託者が積替え又は保管を行う場合」はどうですか?

この項目も、実は意味深な部分があるので、この機会に条項原文を見てみましょうか。

BUN



省令(委託契約に含まれるべき事項)第八条の四の二

四 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限

五 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項



とすることで、4号では、積替保管の所在地、産廃の種類、保管上限を規定しています。これは、かつて、積替保管場所で大量保管から不法投棄状態に陥ることが度々あり、その教訓として、排出者側も「積替保管の状況を把握しておいてね」という趣旨ですかね。

5号は、なかなか、面白い規定です。管理型産廃、たとえば、わかりやすいところではたとえば、廃酸ですが、A工場から排出される廃酸とB工場から排出される廃酸が、同じ成分とは限りません。混合すれば、下手すると化学反応を起こして、有害ガス等が発生しないとも限りません。ですから、管理型産廃は原則混合禁止です。

でも、安定型産廃、コンクリートガラやガラスくずは、普通は混合してもリスクが増大することはありません。どうせ同じ埋立地に行くなら、混ぜてもいいよね、という趣旨ですね。



LISA

こここのところ「有価物の拾集」ということも注目を集めていますから、こういった事項も自主的に契約書に記載しておいた方がいいかもしれませんね。じゃ、続きは次回ということで。

BUN先生の今回のまとめ

- 委託契約書に登場する「業務終了時の報告」は、実態も考慮し記載。
- 「運搬の最終目的所在地」は区分分割委託の場合は、それぞれの収集運搬業者毎に違う場所となる。
- 積替保管を含む契約では、どこで、どんな積替保管をやっているかをきっちり把握。

今回の練習問題



問1、産業廃棄物の収集運搬の委託契約書が2枚、3枚となるパターンとして、どのようなことが考えられますか？

問2、委託業者が大量保管で措置命令を受けました。委託契約を解除しようと思います。現実的対応としては、「契約解除時の未処理産業廃棄物の扱い」はどうしたらよいでしょうか。

答えは次回のメルマガで
(^-^)/

前回の問題の解答

問1、産業廃棄物の廃酸、廃アルカリには、具体的にはどのようなものがあるでしょうか？

廃酸としては、写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、廃アルカリとしては、写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等があります。これでおわかりのとおり「廃酸」「廃アルカリ」と言っても、その成分や性状は大きく違います。

問2、委託先の処理業者には、どのような情報を、どのような形で伝えておくべきでしょうか？

条文としては、省令第八条の四の二に（委託契約に含まれるべき事項）の中に次の通り規定されています。

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本工業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

(1) 廃パーソナルコンピュータ (2) 廃ユニット形エアコンディショナー (3) 廃テレビジョン受信機

(4) 廃電子レンジ (5) 廃衣類乾燥機 (6) 廃電気冷蔵庫 (7) 廃電気洗濯機

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

実際には、委託する許可業者と委託前に十分に協議し、処理業者が適正処理に必要な情報は積極的に提供することが求められます。